

議案第7号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

消防団員の報酬見直し等に伴い、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（平成17年山都町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「副方面隊長及び」を削り、「36,000円」を「38,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「21,000円」を「23,000円」に、「18,800円」を「21,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(平成17年山都町条例第156号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(給与)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の報酬は、次に掲げるところによる。</p> <p>団長 年額 100,000円</p> <p>副団長及び方面隊長 年額 80,000円</p> <p>副方面隊長及び分団長 年額 60,000円</p> <p>副分団長 年額 <u>36,000円</u></p> <p>部長 年額 <u>30,000円</u></p> <p>警備班長及び班長 年額 <u>21,000円</u></p> <p>団員 年額 <u>18,800円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の報酬は、次に掲げるところによる。</p> <p>団長 年額 100,000円</p> <p>副団長及びび方面隊長 年額 80,000円</p> <p>_____分団長 年額 60,000円</p> <p>副分団長 年額 <u>38,000円</u></p> <p>部長 年額 <u>32,000円</u></p> <p>警備班長及びび班長 年額 <u>23,000円</u></p> <p>団員 年額 <u>21,000円</u></p> <p>3 (略)</p>